



ミニかわら版

〒124-0012

東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル

TEL : 03-3694-6091 FAX : 03-3691-6680

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

新型コロナウイルス感染症対策！雇用調整助成金の特例措置の拡大

雇用調整助成金とは、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度です。

今般の新型コロナウイルス感染症によって影響を受ける事業主を支援するため、計画届の事後提出等の特例措置が既に発表されていますが、今後さらなる各特例措置の拡大を行う予定とされています。4月2日現在で発表となっている特例措置についてご案内します。

特例以外の場合の 雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置	
	現行（一般的な場合）	緊急対応期間（4/1 から 6/30 迄） * 感染拡大防止の為、この期間中は <u>全国</u> で以下の特例措置を実施
経済上の理由により、 事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)
生産指標要件 (3 か月 10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1 か月 10%以上低下)	生産指標要件緩和 (<u>1 か月 5%以上低下</u>)
被保険者が対象	据え置き	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める
助成率 2/3 (中小) 1/2 (大企業)	据え置き	<u>4/5(中小)、2/3(大企業)</u> (<u>解雇等を行わない場合は9/10(中小)、3/4(大企業)</u>)
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める (1月24日～5月31日まで)	計画届の事後提出を認める (1月24日～ <u>6月30日まで</u>)
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間の撤廃	同左
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件の撤廃	同左
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左	同左+ <u>上記対象期間</u>

1 上記の拡充にあわせて、短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のため事務処理体制の強化、手続きの簡素化も行うこととする

2 教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容に応じて、加算額を上げる措置を別途講じる

* その他詳細は厚生労働省のホームページをご確認頂くか、各ハローワークにお問い合わせ下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html